

# 鳥取県監査委員のあゆみ

(平成26年度～令和5年度)

令和6年4月1日

鳥取県監査委員事務局

(敬称略)

年度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
<p>5</p> <p>桐林 正彦 奈良井 恵 牧田 宗大 川部 洋</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の5類への移行</p> <p>令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行された。令和2年度から4年度にかけて、監査の実施数や実施方法を変更するなどして対応してきたが、5年度においても、行政監査、財政的援助団体等監査について、過年度に行った実施方法の見直しの影響が残った。</p>	
<p>4</p> <p>桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史</p>	<p>1 定期監査における勧告</p> <p>国庫補助金に係る多額の未収金の発生について、勧告を行った。</p> <p>2 行政監査</p> <p>(1) 1の事案に関して、国庫補助金に係る法定受託事務手続について監査を行った。</p> <p>(2) 民間企業等との連携協定について、対象機関から監査資料の提出を受けたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等によりスケジュールを変更し、事務監査・本監査とも令和5年度に実施することとなった。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の影響</p> <p>(1) 定期監査</p> <p>本 監 査：実地監査から書面監査に変更 33 機関 (34 機関を対面監査からリモート監査に変更)</p> <p>事務監査：実地監査から書面監査に変更 30 機関</p> <p>(2) 財政的援助団体等監査</p> <p>実地4団体、書面3団体の監査を行った。</p> <p>4 住民監査請求</p> <p>(1) 産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出等 (令和4年4月6日受理、請求人10名) 結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却、一部については住民監査請求の要件を欠くため却下（5月20日通知）。</p> <p>(2) 国葬儀に係る公金支出について (令和4年9月21日ほか受理、請求人9名) 結果：請求人の主張に理由がないものと認め棄却（11月14日通知）。</p> <p>(3) 知事の著書発行に伴う職員人件費等 (令和4年12月28日受付、請求人1名) 結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下（1月31日通知）。</p>	

年度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
<p>3</p> <p>桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 福田 俊史</p>	<p>1 職員数の減 (13名→12名)</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響</p> <p>(1) 定期監査 非接触型勤務の徹底が求められる中、状況に応じ、監査の実施方法を変更するなどして行った。 本 監 査：対面監査からリモート監査へ変更 18 機関 事務監査：実地監査から書面監査へ変更 28 機関</p> <p>(2) 財政的援助団体等監査 不急の業務の見送りや非接触型勤務の徹底等の継続を踏まえ、また団体個々の状況等も勘案し、実施予定 29 団体を実地監査 6 団体、書面監査 3 団体に変更して行った。</p> <p>(3) 行政監査 2 交代制勤務や非接触型勤務の徹底を踏まえ、当年度の実施を見送った。</p> <p>3 職員の賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求 (令和 3 年 2 月 26 日受理) の監査結果を通知 (令和 3 年 5 月 17 日)。</p> <p>4 住民監査請求 「令和元年度分政務活動費」 (令和 3 年 6 月 28 日受付、請求人 1 名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下 (7 月 19 日通知)。</p> <p>5 令和 2 年度から地方公営企業法財務規定等を適用した天神川流域下水道事業について、決算審査を行った。</p>	
<p>2</p> <p>桐林 正彦 山根 朋洋 奈良井 恵 広谷 直樹</p>	<p>1 職員数の減 (14名→13名)</p> <p>2 業務適正化評価報告書審査意見の提出 本県においては地方自治法の一部改正 (平成 29 年 6 月改正、令和 2 年 4 月施行) を先取りし、令和元年度から業務適正化 (内部統制) が導入されたことを踏まえて、他都道府県に先立ち、業務適正化評価報告書審査意見書を作成、公表した。</p> <p>3 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場に係る埋蔵文化財本調査」 (令和 2 年 6 月 4 日受付、請求人 1 名) ・結果：請求人の主張内容に理由がないものと認め棄却 (7 月 31 日通知)。</p> <p>4 天神川流域下水道事業に対して地方公営企業法の財務規定等を適用することとなり、令和 2 年度は例月現金出納検査を行った。</p>	

年度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
元 [ 小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 広谷 直樹 ]	1 監査委員の減 平成 31 年 2 月定例県議会で鳥取県監査委員条例が改正され、監査委員の定数が 4 名となった。(H31. 4. 29 施行：1 名減(議選委員の 1 名減)) 2 業務適正化(内部統制)体制の導入を踏まえた定期監査の見直し 執行部において事務の網羅的なチェックを行うこととなったことを踏まえて、令和元年度決算に係る定期監査から実地監査数及び監査資料(旧称：監査調書)の見直しを行った。 3 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去 3 年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(40 団体→30 団体) 4 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求(令和元年 11 月 8 日受理)の監査結果を通知(令和 2 年 2 月 18 日)。	業務適正化(内部統制)体制の導入
30 [ 小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 内田 博長 坂野経三郎 ]	1 職員数の減(15 名→14 名) 2 住民監査請求 「平成 29 年度分政務活動費」 (平成 30 年 10 月 12 日及び 15 日受付、請求人 1 名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(11 月 8 日通知)。 3 職員の損害賠償責任監査 交通事故に係る損害賠償責任監査請求(2 件。平成 30 年 1 月 30 日受理)の監査結果を通知(平成 30 年 4 月 10 日及び 5 月 25 日)。	
29 [ 小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 内田 博長 ]	1 地方自治法の一部改正による監査専門委員の選任等に係る検討 監査専門委員を選任することができることとされたため、監査委員協議会においてその必要性等を協議し、第 7 回監査委員協議会(平成 29 年 9 月 27 日)で直ちに選任する必要はない旨合意した。 2 県議会決算審査特別委員会委員長報告における監査委員の決算審査意見への言及 (内容)特別委員会での審査の過程で、監査意見に対して疑問を呈する意見があったことを言及された。 [該当箇所] ・歳入歳出決算審査意見書の第 3 セクターへの貸付方法 ・公営企業会計決算審査意見書(企業局)の P F I 関係に係る組織のあり方	地方自治法の一部を改正する法律公布 (H29. 6. 9)

年度 (監査委員名)	内 容	国・県 の動向
28 (小林 敬典 湯口 夏史 山根 朋洋 上村 忠史 森 雅幹)	1 財政的援助団体等監査の監査実施団体数の見直し 単県補助金交付団体について、過去3年度の実施状況から補助金交付額が多い団体を中心にリスクの想定される団体を重点的に選定し、監査密度を高めるため実施団体数を減じた。(50団体→40団体)  2 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場に係る補助金支出」 (平成28年4月27日受付、請求人9名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(5月26日通知)。  3 職員の損害賠償責任監査 現金(資金前渡金)の亡失に係る損害賠償責任監査請求(平成28年7月12日受理)の監査結果を通知(平成28年9月30日)。	
27 (岡本 康宏 湯口 夏史 山根 朋洋 上村 忠史 森 雅幹)	1 定期監査の実地監査機関の見直し 合理的な監査実施を図る観点から、本庁機関について、実地監査機関数を絞り込んで個々の機関の監査の充実を図ることとした。  2 住民監査請求 「産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金支出等について」 (平成27年4月22日受理。請求人9名) ・結果：請求人が主張する内容に理由がないものと認め棄却(6月10日通知)。  3 鳥取県日野地区連携・共同協議会の決算について、同協議会規約の規定に基づき審査を行った(平成27年8月19日)。	
26 (岡本 康宏 伊木 隆司 湯口 夏史 浜田 妙子 安田 優子)	1 住民監査請求 (1) 「平成24年度における鳥取県議会全議員の政務調査費」 (平成26年5月29日受付、請求人4名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(6月18日通知)。 (2) 「公安委員会の予算」 (平成26年8月16日受付、請求人1名) ・結果：住民監査請求としての要件を欠くと認め却下(9月10日通知)。  2 江原道監査分野視察研修団との意見交換の実施 ・日 時：平成26年12月10日 ・場 所：県立図書館 ・出席者：〔江原道視察研修団〕17名 〔鳥取県〕岡本代表監査委員、事務局8名	